

# 【拡充】 福島市飲食店営業継続支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少している飲食店等に対し、事業の継続を応援するため、店舗の建物質料等を支援します。

## 対象者

売上減少の比較月が5月も対象となりました

市内の飲食店(持ち帰り専門店・宅配専門店等を除く)を営む中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第4号に規定する中小企業者及び個人事業主で、以下の要件をすべて満たす方。ただし、給付金の給付は同一事業者に対して一度に限ります。

### 【要件】

- ①食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の規定による営業の許可を受けていること。
- ②令和2年6月1日時点で営業を継続しており、今後も継続意思があること。
- ③令和2年4月または5月(以下、「対象月」という。)の初日時点で2か月以上営業を継続していること。
- ④対象月の売上高が前年同月に比べて50%以上減少していること。  
※ただし、対象月の初日において創業1年未満の場合は、当該対象月およびその前2か月の計3か月間の平均売上高と比較する。
- ⑤福島市事業者営業継続支援給付金の交付を受けていないこと。

※令和2年4月または5月のいずれにおいても売上高が50%以上の減少とはなっていないが、そのいずれかにおいて事業者の売上高が20%以上50%未満減少している中小企業者・個人事業主の方(本市に本社または主たる事業所がある場合)は、**福島市事業者営業継続支援給付金** をご利用ください。

福島市ホームページで検索⇒   受付：7月15日(水)まで

## 支給額

建物自己所有店舗の支給額が拡大されました

### 建物テナント店舗

一店舗につき  
**賃料月額1/2×4か月分相当**  
**上限20万円 下限10万円**  
 一事業者あたり  
**最大 2店舗 40万円**

### 建物自己所有店舗

一店舗につき **一律5万円**  
 ⇒ **一律10万円に拡大**  
 一事業者あたり  
**最大 2店舗 20万円**

※一事業者が建物テナント店舗と建物自己所有店舗の両方を有している場合でも、最大2店舗までとなります。

## 受付期間

**延長** 令和2年5月1日(金)から7月15日(水)まで  
(郵送の場合は当日消印有効)

## 申請方法

オンライン申請 または 郵送

※支所・出張所では受付しておりません。

送付先：〒960-8601  
福島市五老内町3番1号  
福島市役所産業雇用政策課 行

オンライン申請は  
こちら ↓



## 申請書類

### 共通

- ①申請書兼口座振替依頼書(郵送の場合)
- ②振込先の口座情報(口座番号、カナ氏名等)が分かるものの写し  
(通帳・キャッシュカード等)
- ③飲食店営業許可証の写し
- ④本人確認書類の写し(代表者の運転免許証、マイナンバーカード、  
パスポート、法人登記(法人のみ)等)
- ⑤店舗の外観写真

+

### 建物テナント店舗の場合

- ①建物賃貸借契約書の写し  
(物件の所在、月額賃料、契約期間、契約者双方が分かるページ)
- ②直近の建物賃料の支払いが分かるものの写し  
(領収書、賃料引き落としが確認できる通帳のページ等)

### 建物自己所有店舗の場合

- ①建物の所有者を確認できる書類の写し  
(固定資産税の課税明細書、店舗建物にかかる登記簿謄本、所有証明等)

### 【お問い合わせ先】

福島市役所 商工観光部 産業雇用政策課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

電話 024-515-7746(直通) FAX 024-535-1401

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/syokougyou-syogyo/shigo-to/chushokigyo/shien/kyuhukin.html>